

原規規発第 1607273 号
平成 28 年 7 月 27 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成 26 年 9 月 30 日付け 26 京大施環化第 142 号（平成 28 年 4 月 27 日付け 28 京大施環化第 23 号、平成 28 年 6 月 22 日付け 28 京大施環化第 71 号、平成 28 年 6 月 27 日付け 28 京大施環化第 76 号、平成 28 年 7 月 13 日付け 28 京大施環化第 93 号及び平成 28 年 7 月 20 日付け 28 京大施環化第 108 号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極 壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 26 条第 1 項及び第 76 条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について

平成26年9月30日付け26京大施環化第142号（平成28年4月27日付け28京大施環化第23号、平成28年6月22日付け28京大施環化第71号、平成28年6月27日付け28京大施環化第76号、平成28年7月13日付け28京大施環化第93号及び平成28年7月20日付け28京大施環化第108号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極 壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条に基づき提出された京都大学原子炉実験所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、開発研究、医療照射及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、わが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省（DOE）に引き渡す方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。